

委員会視察研修報告

総務常任委員会

指定管理者制度について平成19年10月22日に宮城県多賀城市、23日に神奈川県横須賀市を視察しました。

多賀城市は、平成37年まで全ての公共施設を指定管理者制度に移行する計画で、指定管理者は公募を基本としながらも、市施設の半数を占める社会教育施設は、利用者や地域の輪の醸成を理念に置いた市民団体への指定を目指していました。

今回研修した市民体育館・テニスコート・プールは、NPO法人「多賀城市民スポーツクラブ（市民SC）」に平成17年度から指定管理者に指定されていました。市は、市主催スポーツ事業を市民SCに委託するなどでスポーツ関係職員は15名から3名へと減らしていますが、「市民との協働」の理念に基づき市民SCと連携していました。

指定管理者導入により単純比較で3500万円の経費削減になり、市民SCは指定管理評価委員から22項目で良好な評価を受けるなど、市民と協働関係を保っており問題ないとの報告がありました。

横須賀市での指定管理者の特徴は、①監督の徹底－施設監視者は利用者との観点から、指定管理者に施設利用者への意見聴取の義務化。②地域貢献に配慮した選考－選考基準に、市内企業育成、市民雇用の場確保などを点数に入れている。③指定期間は原則4年－議員・市長の任期中に必ず指定の選考を行う。などで、公募する場合は、施設ごとの管理基準を公表し募集期間は30日以上とし、会計士を選考委員に置くなどして候補者の財務状況も審査されていました。

その結果、市内からの雇用者は87%となり、物品購入も市内から76%に達していました。



多賀城市体育施設の指定管理者制度への移行の経緯について研修を行った

③当初予算の編成時に3%の限度を設定し、歳出の削減と超過勤務時間の減少により職員の健康増進を図ってきました。各部署においても創意工夫、鋭意努力をし、大半の部署において前年を下回る数字で推移しています。11月1日には、あらかじめ時間外の日には、

業務が明らかの場合については、時差出勤による超過勤務の削減あるいは職員の健康維持に努める趣旨で職員の勤務時間等に関する規程を施行しました。今後も引き続き超過勤務の削減と職員管理等について一層努力して行きたいと思っています。

「限界集落」を作らない、作らせない対策を

佐々木英章 議員



中山間地域対策は、暮らしの視点から緊急の搬送体制の整備、介護において利用者への支援と事業者への支援であります。あるいは地域共同で介護事業者設置、当然これらはヘルパー資格取得とかいろいろな形がありま

すので、特別支援体制が必要ではないのでしょうか。さらに、地域共同あるいは地域づくりなど総合体制が必要であり、対策室をきちっと設けて系統的な、総合的な支援体制づくりをするべきではないのか、当局の答弁を求めます。



限界集落と言われるものも、集落ごとですから、集落によってだいぶ事情が違うと思います。中山間地の中の、またその中での集落のあり方というのは、考えるべきだと思っています。ただ、今どのようなことで対処したらいいのかという具体策はまだないのですが、そうしたことに取り組んでいかなければならないとは思っています。地域内で何とか中山間地が維持できるような方策を考えていかなければならないと思っています。